

京都文化芸術都市創生計画の概要と見直しについて

沿革

- 昭和53年10月 世界文化自由都市宣言
 平成8年6月 京都市芸術文化振興計画
 平成11年12月 京都市基本構想
 平成13年1月 京都市基本計画
 平成15年7月 京都市芸術文化振興計画推進プログラム
 平成18年4月 京都文化芸術都市創生条例
 平成18年11月 歴史都市・京都創生策Ⅱ
 平成19年3月 京都文化芸術都市創生計画
 平成22年12月 新・京都市基本計画

概要

1 目的

文化芸術都市の創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

2 計画の位置付け

「京都市基本計画」の文化芸術に係る分野別計画
 「京都文化芸術都市創生条例」(平成18年4月施行)に基づく計画

3 計画期間

平成19年3月～平成29年3月(10年間)
 ただし、中間年度に当たる平成23年度に、それまでの取組の成果や社会状況の変化等を踏まえて、計画の点検・見直しを行う。

4 計画内容

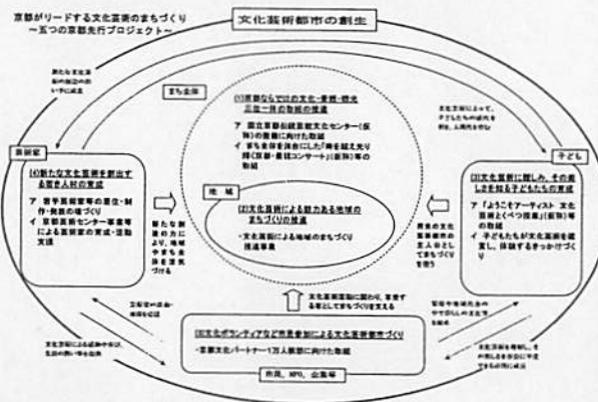
施策総数77(うち新規施策24)
 大きく分けて、「五つの京都先行プロジェクト」(前半5年間に着手すべき重点施策)と、「総合的な施策」(京都文化芸術都市創生条例の各条文に沿って施策を列挙)との二つのパートから成る。

5 計画の推進

- 市民参加による推進体制
- 文化芸術政策推進体制の充実及び関係機関の推進
- 京都創生策の推進
- 計画の取組の評価・点検等

五つの京都先行プロジェクト

- 京都ならではの文化・景観・観光三位一体の取組の推進
- 文化芸術による魅力ある地域のまちづくりの推進
- 文化芸術に親しみ、その楽しさを知る子どもたちの育成
- 新たな文化芸術を創出する若き人材の育成
- 文化ボランティアなど市民参加による文化芸術都市づくり



達成状況(平成23年2月現在)

- ・77施策中66施策(86%)に着手
- ・「五つの京都先行プロジェクト」にはすべて着手

総合的な施策

- 日常生活における文化芸術の定着
 - 暮らしの文化に対する市民の関心と理解を深める
 - 市民が文化芸術に親しむことができるようにする
 - 子どもの感性を磨き、表現力を高める
- 伝統の継承と新たな創造活動の支援
 - 伝統的な文化芸術の保存及び継承等
 - 新たな文化芸術の創造に資する
 - 文化芸術に関する活動及び地域のまちづくりに関する活動の活性化に資する
- 文化芸術の交流の促進
 - 国内外の地域との交流を促進する
 - 国内外の人々の関心と理解を深める
- 文化芸術環境の向上
 - 文化財を保護し、及び活用する
 - 景観を保全し、及び再生する
 - 施設の充実を図る
- 学術と産業の連携
 - 文化芸術及び学術研究が相互に影響を与え、創造的な活動を新たに生み出す
 - 文化芸術及び産業が相互に影響を与え、創造的な活動を新たに生み出す
- 市民の活動支援
 - 市民の自主的な活動を支援する

計画の
推進

社会状況の変化等

- ・情報化、少子化、国際化等のいっそうの進展
- ・都市戦略における文化芸術の存在感が増大
- ・新・京都市基本計画を策定(H22.12)
- ・関西広域連合設立、京都府に広域観光・文化振興局設置(H22.12)
- ・文化庁文化審議会が「第3次基本方針」を答申(H23.1)
- ・国民文化祭・京都2011開催(H23.10予定)

計画の
中間見直し

新・京都市基本計画 みんなで目指す10年後の姿

- ・文化芸術にかかわる活動が盛んとなっている
- ・日常の生活シーンのなかに文化芸術がとけこんでいる
- ・文化芸術によって社会全体が活気づいている
- ・文化財が社会全体で守られ、地域の活性化にもつながっている